

犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に規定する区域に含めることが適当でない土地の区域として市長が認める土地の区域の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成27年条例第53号。以下「条例」という。)第2条第1項第3号イ及び第4条第1項第1号ア(イ)に規定する都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域の基準について定めるものとする。

(市長が認める土地の区域)

第2条 前条の市長が認める土地の区域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- (1) 市が公開している降雨による浸水想定図において、想定最大規模降雨に基づく想定浸水深が3.0m(浸水深の区分に3.0mがない場合は2.0m)以上となる区域。ただし盛土等により想定浸水深が3.0m又は2.0m未満となることが明らかな土地の区域を除く。
- (2) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第6項第1号ロに掲げる農地の区域
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区
- (5) 自然公園法(昭和32年法律第162号)第20条第1項の規定により指定された特別地域又は愛知県立自然公園

条例（昭和43年愛知県条例第7号）第20条第1項の規定により指定された特別地域

- (6) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第1項の規定により指定された特別地区又は自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号）第23条第1項の規定により指定された特別地区
（委任）

第3条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。